

## 教員の出張に伴う復命書の作成について

### 記

#### 1 学外研究による研修旅行

学外研究員規程第9条に規定する「学外研究報告書」による。

#### 2 その他法人経費による出張

報告の方法は原則として文書によるが、県内分については口頭でよいものとする。  
報告書の様式は別紙のとおりとする。

#### 3 旅行依頼による出張

原則として2に準じた取扱いとする。

#### 4 資料の所在の記載

出張用務において作成、収集した資料等の所在を報告書の特記事項の欄に記載するものとする。

(参考) 上記1から3は

平成10年2月9日評議会提出

平成10年2月24日評議会承認

附 則

この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。





様式2 (第9条関係)

学外研究報告

年 月 日

愛知県立大学長 殿

所属学部

職 名

氏 名

印

学外研究の種類	国 内 海 外		甲 乙 丙	
学外研究の期間	年 月 日 名古屋発			
	年 月 日 名古屋着			
学外研究の計画	目的	滞在地	研究場所	期間
研究の進行状況と研究変更状況				

学外研究の成果

今後の研究計画

特記事項

<記載例>

出張用務において作成、収集した資料等の所在を記入してください。

<記入例>

- ・資料〇〇は膨大で複製が合理的でないため原本は別途□□で保管
- ・資料△△は著作権法上の制限により複製不可のため原本は別途××で保管

(参 考)

## 大学教員の復命書について

県立大学

平成21年4月1日

### 1 現行の手続き

(1) 学外研究（学外研究員規程により教育研究審議会等で承認を受けたもの）

学外研究は本学全体の教育研究の向上のために国内外で実施する調査研究であり、学外研究員の選定の際には各教員からの提出された学外研究計画書（様式あり）を教授会及び教育研究審議会等で審議のうえ選定している。なお、帰学後においてはその成果を確認するために、学外研究報告書（様式あり）を提出させ、教育研究審議会等への報告を義務づけている。

(2) その他の出張（教員研究費等で対応するもの）

その他の出張については、個々の教員の教育内容、研究テーマ等に基づき実施しているものであることから、その出張先、目的等については各教員の判断を尊重している。なお、その出張の結果を報告する復命手続きはなく、その成果については個々の教員の実際の教育現場および研究テーマ等に直接反映されることになっている。

### 2 考え方

大学教員にとっての出張は、教育研究のための調査研究が主なものであり、これは愛知県公立大学法人教職員就業規則第45条に規定する「研修」に相当するものと思われ、その自由と自主性は尊重されなければならないと考える（一般公務員の研修が「勤務効率の発揮及び増進」のために主に任命権者が計画・実施するのと大きく異なる。）。

したがって、大学教員がその出張の結果について復命書の手続きにより任命権者に報告する現行の手続きは適当でないとする。

### 3 今後の対応

- ・学外研究については、現行どおりする。
- ・その他の出張については、現行の復命書の様式によらず、学内の報告事項として処理する方向で教員の理解を得るよう努力する。

具体的には、出張者は帰学後、その出張の結果を学部長に報告するものとし、学部長は、報告のあったもののうち大学全体に影響を与える内容等があるときは、学長に報告するものとする。なお、報告の様式は原則として、県外は文書（様式1）、県内は口頭によるものとする。

### 附 則

この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。